

令和7年度 島根県免許法認定講習Ⅱ(養護教諭、特別支援学校教諭)

実 施 要 項

島根県教育委員会

1 目 的

本講習は、教育職員免許法（以下「法」という。）及び同法施行規則に基づき、以下の者に教育職員検定（法別表第8を除く。）による養護教諭一種免許状並びに特別支援学校教諭一種及び二種免許状取得に必要な単位を修得できるようにすることを目的とする。

2 主 催 島根県教育委員会 共 催 島根大学教育学部

3 講習の対象

原則として島根県内の（1）又は（2）に該当する者

（1）養護に関する専門教育科目

現職の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の養護教員で、教育職員検定（法別表第8を除く。）により養護教諭一種免許状を修得しようとする者

（2）特別支援教育に関する専門教育科目

現職の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教員で、教育職員検定（法別表第8を除く。）により特別支援学校教諭一種及び二種免許状を取得しようとする者

4 会場及び期日等（別紙開設科目一覧による）

（1）会 場	島根県出雲合同庁舎 テクノアークしまね 島根県教育センター 島根県民会館 島根県職員会館	〒693-8511 〒690-0816 〒690-0873 〒690-0887 〒690-0873	出雲市大津町 1139 島根県松江市北陵町 1 島根県松江市内中原町 255-1 島根県松江市殿町 158 島根県松江市内中原町 52
--------	--	---	---

（2）期 日 令和7年7月19日(土) ～8月22日(金)

（3）受 付 8時45分から（1日目は9時00分からオリエンテーション）

（4）講 習 9時05分から17時00分（昼休憩等を含む）
※講習時間は各科目によって前後することがある

5 開設科目 別紙開設科目一覧参照

6 成績審査の方法

（1）当該課程の授業時数の5分の4以上出席した者について審査する。
（2）各科目ともレポート又は試験による。

7 受講料

（1）1科目につき 2,000円 *申込書に受講料を同封しないこと
（2）納入は、納入通知書によって行う。納入通知書は、受講決定通知書とともに送付する。
（3）納期限（後日受講決定通知の際連絡）までに納入していない場合は、受講を認めない。
（4）受講料は、納入後は返金しない。

8 受講手続き

（1）受講を希望する者は、別紙様式2による受講申込書に記入の上、所属長の承認を得て、島根県教育庁学校企画課「教員免許担当」あて申し込むこと。
（2）受講申込書とともに以下に示す返信用封筒（受講決定通知書の送付用）を同封すること。
○110円切手を貼付した長形3号封筒（封用にのり付（両面テープ貼付可）すること）
○封筒の表に郵便番号、住所、氏名（「様」を記入）を明記
（3）申し込み期限は令和7年6月18日(水)【必着】とする。
（4）受講の可否については、令和7年6月27日(金)までに受講決定通知書を送付する。

（申込先） 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
島根県教育庁学校企画課

（問合せ先） 学校企画課人材育成スタッフ TEL 0852-22-6608
FAX 0852-22-5762

9 その他

（1）定員超過のために受講できない場合がある。受講決定にあたっては、「3 講習の対象」に掲げる島根県内の申込者を優先し、定員に空きがある場合には、県外の申込者も受講を

- 認める。
- (2) 台風等の不可抗力により講習を中止する場合がある。その場合、補講を行わないことがある。事前に講習を中止する決定を行った場合は、前日の15時までに島根県教育委員会ホームページにおける「教員免許法認定講習」のサイトで案内する。
 - (3) 受講希望が少ない科目については開設を取りやめることがある。
 - (4) 実施内容や実施方法などが変更となることがある。
 - (5) 申し込む際は、他行事・研修等と日程が重複しないか必ず確認してから申し込むこと。
 - (6) 時間割、必要な持参品、事前準備等、この要項に定めた以外の事項については、「受講決定通知書」を送付するときに併せて連絡する。
 - (7) 駐車場について
 - [出雲合同庁舎]…出雲合同庁舎前駐車場（無料）利用可
 - [テクノアークしまね]…テクノアークしまね駐車場（無料）利用可
 - [島根県教育センター]…島根県教育センター駐車場（無料）利用可
 - [島根県民会館]…島根県民会館駐車場（有料）利用可

※3時間相当分の割引サービスあり

 - [島根県職員会館]…島根県職員駐車場（島根県職員会館前、無料）利用可
- (8) 受講に当たっては、研修にふさわしい服装に心がけること。
 - (9) 万一、講習を欠席する場合には、電話等で連絡した後、所定の欠席届により速やかに報告すること。
 - (10) 受講時に配慮が必要な場合は、申込書に配慮内容を記入すること。